

平成31年第1回荅北町議会臨時会会議録（第1日目）

平成31年第1回荅北町議会臨時会は、平成31年2月5日荅北町議会議場に招集された。

1. 午前9時30分開会

2. 応招議員は次のとおりである。

1 番	山口 利生	2 番	野田 謙二
3 番	廣田 幸英	4 番	高戸 幸雄
5 番	松本 良人	6 番	石田 みどり
7 番	浜口 雅英	8 番	野崎 幸洋
9 番	山本 政人	10 番	倉田 明
11 番	田嶋 豊昭（副議長）	12 番	錦戸 俊春（議長）

3. 不応招議員 なし

4. 出席議員は、応招議員と同じである。

5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

6. 議会書記

事務局長 龍岡 学 書記 野田 寛子

7. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	田嶋 章二	副町長	松野 茂
教育長	濱崎 敏和	総務課長	山崎 秀典
税務住民課長	宮崎 裕昭	企画政策課長	荒木 広之
教育課長	西川 文孝	土木管理課長	汐崎 正喜
農林水産課長	野田 尚之	商工観光課長	尾脇 宣宏
水道環境課長	錦戸 和友	福祉保健課長	福田 誠一
健康増進室長	本田 保	会計課長	坂元 俊司

8. 議事日程

日程第1 仮議席の指定

日程第2 議長の選挙

追加日程第 1 副議長の選挙

追加日程第 2 議席の指定

追加日程第 3 会議録署名議員の指名

追加日程第 4 会期の決定

追加日程第 5 議会常任委員会委員の選任

追加日程第 6 議会運営委員会委員の選任

追加日程第 7 議会広報特別委員会の設置及び委員の選任

追加日程第 8 天草広域連合議会議員の選挙

追加日程第 9 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

追加日程第10 町長の所信表明

追加日程第11 同意第1号 苓北町監査委員の選任について

追加日程第12 同意第2号 苓北町消防委員会委員の選任について

追加日程第13 閉会中の継続審査調査の件

追加日程第14 議員派遣の件

9. 議事の顛末

開会 午前9時30分

○**議会事務局長（龍岡 学君）** おはようございます。苓北町議会事務局長の龍岡 学です。本臨時会は、一般選挙後の最初に招集された議会でございます。議長選挙までの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。出席議員の中で山本政人議員が年長議員でございますので、ご紹介を申し上げます。山本議員、議長席をお願いいたします。

○**臨時議長（山本政人君）** おはようございます。只今、紹介されました山本でございます。地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくをお願いいたします。

只今から平成31年第1回苓北町議会臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 仮議席の指定

○**臨時議長（山本政人君）** 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、只今着席の議席とします。

-----○-----

日程第2 議長の選挙

○**臨時議長（山本政人君）** 日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

出入口を閉めます。

(議場閉鎖)

○**臨時議長（山本政人君）** 只今の出席議員は12名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人を指名します。立会人に仮議席1番、山口利生君、2番、野田謙二君、3番、廣田幸英君の3名を指名します。

それでは、投票用紙を配ります。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○**臨時議長（山本政人君）** はい。

○**7番（浜口雅英君）** 選挙選出の方法についてはですね、投票という手段に異論はありませんが、誰も名乗りをあげておられません。誰に投票するんでしょうか。苓北町議会は苓北町で最も重要な組織です。これの代表者を選出に当たって議長を志す者は、その抱負、決意を町民イコール議員に伝えるべきです。そして、投票する我々はその抱負、決意をお聞きし、どなたに本議会の運営をお任せするか決めて、その対象者に投票する

という機会をつくるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○臨時議長（山本政人君） はい、そのことについては、法的にどういうふうになっているか、事務局長より説明をさせます。

○議会事務局長（龍岡 学君） 議会における正副議長選挙について、地方自治法第103条において、議員の中から正副議長1人を選挙することが定められ、その手続きについては、地方自治法第118条によって、公職選挙法の規定のうち、候補者1人の記載、無記名投票とする秘密投票、点字投票、代理投票、投票の無効原因、法定特定票数による当選人の決定等の規定が準用されております。立候補の規定は準用されておらず、したがって、正副議長選挙を立候補制により行うことは、法の担保のないこととなります。

昨今、地方議会では、立候補に伴う所信表明演説は本会議の休憩中に行うなど、非公式なものとして取り扱っている例はあります。議員全員が候補者であるので、立候補しなかった議員の氏名を記載した投票を無効としたり、立候補しなかった議員で法定得票数が最多となったものを当選人としなかったりすることはできません。候補者の資格を立候補により制限したり、条件を付することには問題があり、選挙においては、立候補を表明した者以外の者が廃除されないことが前提となってまいります。

上記を踏まえ、苓北町議会としてどのように対処するかお決めいただきたいと思しますので、臨時議長におつなぎいたします。

以上です。

○臨時議長（山本政人君） そういうことです。よろしゅうございますか。

はい、浜口君。

○7番（浜口雅英君） それでは、12人全員がその投票の対象者であると、投票される側の対象者であるということに理解していいのでしょうか。それで、当たっては、投票後に所信表明なりされるということですかね。

○臨時議長（山本政人君） はい、すべてが対象者になります。それでよろしいですか。

○7番（浜口雅英君） はい。

○臨時議長（山本政人君） はい。それでは、今説明がありましたように、議長の選挙を行いたいと思いますが、異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○臨時議長（山本政人君） はい。それでは、投票用紙を事務局長に配付を願います。

(投票用紙配付)

○臨時議長（山本政人君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○臨時議長（山本政人君） 配付漏れなしと認めます。

これから行います選挙は、地方自治法第118条第1項の規定により、公職選挙法第46条第1項、同第4項、第48条、第68条第1項及び第95条の規定を準用することになっております。したがって、投票は単記無記名です。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○臨時議長（山本政人君） 異常なしと認めます。

只今から投票を行います。

1番議員、山口君から順番に投票を願います。

(投票)

○臨時議長（山本政人君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○臨時議長（山本政人君） 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

これより開票を行います。立会人の仮議席1番、山口君、2番、野田君、3番、廣田君、開票の立ち会いをお願いします。

事務局長、開票をしてください。

(開票)

○臨時議長（山本政人君） それでは、選挙の結果を報告します。投票総数12票、有効投票数12票、無効投票はありません。有効投票のうち、錦戸俊春君11票、浜口雅英君1票、以上のおりです。したがって、錦戸俊春君が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

○臨時議長（山本政人君） 只今、議長に当選されました錦戸俊春君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

当選人に発言を求めます。錦戸俊春君。

○議長（錦戸俊春君） 一言ご挨拶申し上げます。今回、第17期芥北町議会の議長に浅学非才な私をご推挙いただき、誠にありがとうございました。大変光栄に思っておりますし、その責任の重さを痛感しているところでございます。一丸となり議会のさらなる活性化に向けて邁進してまいりたいと思っております。

町の予算も年々と厳しくなってくると思います。少ない予算で最大限のサービスができるよう切削琢磨しながら町、議会が一体となって町の発展と活性化はもちろんのこと、安心して暮らせるまちづくりのため、町民福祉向上のために努めてまいりたいと思っております。皆様方のご指導とご協力をお願いし、挨拶といたします。どうぞよろしくお願いたします。

○臨時議長（山本政人君） 錦戸俊春議長、議長席にお着き願います。これで臨時議長の職務は全部終了しました。ご協力ありがとうございました。

○議長（錦戸俊春君） これより本会議の議事日程を追加したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

ここで議事日程追加のため、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前9時45分

再開 午前9時46分

-----○-----

○議長（錦戸俊春君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

追加日程第1 副議長の選挙

○議長（錦戸俊春君） 追加日程第1、副議長の選挙について。これより副議長の選挙を行います。

選挙の方法は、投票により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長（錦戸俊春君） 只今の出席議員は12名です。投票に先立ち、会議規則第32条第2項の規定によりまして、立会人を指名します。立会人は3名といたします。立会人に、仮議席4番、高戸幸雄君、5番、松本良人君、6番、石田みどり君を指名します。

投票用紙を配付します。事務局長、投票用紙を配付してください。

(投票用紙配付)

○議長（錦戸俊春君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 配付漏れなしと認めます。

これから行います選挙は、議長の選挙の例により行います。したがって、投票は単記無記名です。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○議長（錦戸俊春君） 異常なしと認めます。

只今から投票を行います。1番議員から順番に投票をお願いします。

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。

これより開票を行います。立会人の仮議席4番、高戸君、5番、松本君、6番、石田君、開票の立ち会いをお願いします。

事務局長、開票してください。

(開票)

○議長（錦戸俊春君） 選挙の結果を報告します。投票総数12票、有効投票数12票、無効投票はありません、有効投票のうち田嶋豊昭君11票、浜口雅英君1票、以上のおりです。この選挙の法定得票数は3票です。したがって、田嶋豊昭君が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

○議長（錦戸俊春君） 只今、副議長に当選されました田嶋豊昭君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。当選人に発言を求めます。田嶋豊昭君、自席からお願いします。

○副議長（田嶋豊昭君） 誠に本当ありがとうございました。新議長を支え、町のため、皆さんと議員一体となって頑張っていきたいと思います。よろしくお願いします。ありがとうございました。

(拍手)

-----○-----

追加日程第2 議席の指定

○議長（錦戸俊春君） 追加日程第2、議席の指定についてお諮りします。

議員の議席は、会議規則第4条第1項の規定によりまして、議長が定めることになっております。

お諮りします。

茶北町議会運営に関する申し合わせ事項により、議長が12番、副議長を11番として、その他の議員の議席は議席歴の少ない順、議員歴が同じ場合は、年齢の若い順としますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

それでは、議席を発表します。議席番号1番、山口利生君、2番、野田謙二君、3番、

廣田幸英君、4番、高戸幸雄君、5番、松本良人君、6番、石田みどり君、7番、浜口雅英君、8番、野崎幸洋君、9番、山本政人君、10番、倉田明君、11番、田嶋豊昭君、12番、錦戸俊春君。以上です。

只今読み上げましたとおり、決定しました。議席の交代をお願いします。

あわせて、氏名票の張り替えをお願いします。

-----○-----

追加日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（錦戸俊春君） 追加日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、1番、山口利生君、2番、野田謙二君を指名します。

-----○-----

追加日程第4 会期の決定

○議長（錦戸俊春君） 追加日程第4、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日限りと決定しました。

-----○-----

追加日程第5 議会常任委員会委員の選任

○議長（錦戸俊春君） 追加日程第5、議会常任委員会委員の選任についてを議題とします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が指名することになっております。総務文教厚生常任委員会、建設経済環境常任委員会の各委員については、お手元に配付しております名簿のとおり指名します。

総務文教厚生委員、山口利生君、松本良人君、石田みどり君、浜口雅英君、倉田明君、錦戸俊春君。建設経済環境常任委員会、野田謙二君、廣田幸英君、高戸幸雄君、野崎幸洋君、山本政人君、田嶋豊昭君。以上です。

ここで、各常任委員会の委員長及び副委員長の選任をお願いします。委員長及び副委員長の選任は、委員会条例第7条第2項の規定により、委員の互選となっております。委員会の司会進行は年長委員の方をお願いします。会議場所は、総務文教厚生常任委員会が議場で、建設経済環境常任委員会が監査委員室をお願いします。

それでは、直ちに各常任委員会ごとに正副委員長の選任をお願いします。

ここでしばらく休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前 9時59分

再開 午前10時05分

-----○-----

○議長（錦戸俊春君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

各委員長、副委員長が選任されましたので報告します。

総務文教厚生常任委員長、浜口雅英君、副委員長、松本良人君、建設経済環境常任委員長、山本政人君、副委員長、高戸幸雄君、以上のとおり選任することに決定しました。

-----○-----

追加日程第6 議会運営委員会委員の選任

○議長（錦戸俊春君） 追加日程第6、議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、議長が指名することになっております。委員の定数は6名です。委員の定数には副議長を含みます。

それでは、委員会条例第7条第1項の規定により、議会運営委員6名を議長が指名します。倉田 明君、山本政人君、田嶋豊昭君、浜口雅英君、石田みどり君、野田謙二君、以上6名を指名します。

それでは、直ちに議会運営委員会委員長及び副委員長の選任をお願いします。委員長及び副委員長の選任は、委員会条例第8条第2項の規定により、委員の互選となっております。委員会の司会進行は年長委員の方をお願いします。会議の場所は監査委員室でお願いします。

議会運営委員会委員長、副委員長選任のため、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時07分

再開 午前10時10分

-----○-----

○議長（錦戸俊春君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議会運営委員長、副委員長が選任されましたので報告します。

議会運営委員長に倉田 明君君、副委員長に石田みどり君、以上のとおり選任されました。

-----○-----

追加日程第7 議会広報特別委員会の設置及び委員の選任

○議長（錦戸俊春君） 追加日程第7、議会広報特別委員会の設置及び委員の選任につ

いてを議題とします。

議会広報委員会は特別委員会でございます。議会広報特別委員会を別紙により設置したいと思えます。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議会広報特別委員会の設置及び委員の選任についてを採決します。

本件を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

よって、6人の委員で構成する議会広報特別委員会を設置する決議は可決することに決定しました。

引き続き、委員の選任を行います。

委員は、委員会条例第7条第2項の規定によって議長が指名することになっております。

お諮りします。

各常任委員会から3名ずつ選出していただき、その方々を広報委員に指名したいと思えますが、これに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

ここで、各常任委員会からの委員の選出のため、しばらく休憩します。

—————○—————

休憩 午前10時13分

再開 午前10時16分

—————○—————

○議長（錦戸俊春君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

選任いただいた議会広報委員会委員の氏名を申し上げます。松本良人君、石田みどり君、山口利生君、廣田幸英君、野田謙二君、高戸幸雄君、以上6名を議会広報特別委員に指名することに決定しました。

それでは、直ちに議会広報特別委員会の委員長及び副委員長の選任をお願いします。

委員長及び副委員長の選任は、委員会条例第8条第1項の規定により、委員の互選と

なっております。委員会の司会進行は、年長委員の方にお願ひします。会議の場所は、監査委員室でお願ひします。

委員長、副委員長の選任のため、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時17分

再開 午前10時21分

-----○-----

○議長（錦戸俊春君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議会広報特別委員会委員長、副委員長が選任されましたので報告します。

委員長に高戸幸雄君、副委員長に松本良人君、以上のとおり選任することに決定しました。

-----○-----

追加日程第8 天草広域連合議会議員の選挙

○議長（錦戸俊春君） 追加日程第8、天草広域連合議会議員の選挙を行います。

天草広域連合規約第8条に、天草広域連合議員は、関係市町の議会でこれを選挙することになっております。定数は1名です。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦したいと思ひますが、これに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思ひますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

これまで天草広域連合議会議員は、本町議会を代表する議長が務めてこられました。よって、天草広域連合議会議員に、私、錦戸俊春を指名します。

お諮りします。

只今、議長が指名しました私、錦戸俊春を天草広域連合議会議員の当選人と定めることに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、只今の選挙の結果、私、錦戸俊春が天草広域連合議会議員に当選いたしました。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

この件につきましては、皆様方のご指導をいただきながら務めさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

-----○-----

追加日程第9 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（錦戸俊春君） 追加日程第9、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

熊本県後期高齢者医療広域連合規約第8条に、熊本県後期高齢者医療広域連合議員は、構成市町村の長及び議員のうちから、各構成市町村の議会において選挙することになっております。定数は1名です。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦したいと思っておりますが、これに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

このことについては、本町議会を代表する議長を当てることにしたいと考えます。よって、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に、私、錦戸俊春を指名します。

お諮りします。

只今、議長が指名しました私、錦戸俊春を熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、只今の選挙の結果、私、錦戸俊春が熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選いたしました。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

この件につきましては、皆様方のご指導をいただきながら務めさせていただきたいと

思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

-----○-----

○議長（錦戸俊春君） お諮りします。追加日程第10以降については、議案等の説明のため、執行部の出席を求めたいと思いますので、ここでしばらく休憩をいたします。10時40分まで休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時25分

再開 午前10時40分

-----○-----

○議長（錦戸俊春君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

追加日程第10 町長の所信表明

○議長（錦戸俊春君） 追加日程第10、町長の所信表明を議題とします。町長。

○町長（田嶋章二君） 改めて、おはようございます。また、この度、1月8日に行われました町長選、町議選におかれまして、皆様、立派に当選をなさいました。誠にありがとうございます。私も当選をさせていただきまして、身の引き締まる思いでございます。また、今回、議長に選任をされました錦戸議長におかれましては、誠にありがとうございます。議会の要としてリーダーシップをしっかりと発揮していただきたいと、心から期待をするところでございます。

今回、私も8回目の選挙に出馬させていただきました。今回の私の目標、そして、新たな挑戦であります。今、見渡しますと、私は町長就任以来から少子社会は国を亡ぼすということを常々申し上げておりました。当初のことは、どういった意味かよく理解をしていただけなかったことが多々ございましたが、昨今になりますと、この少子社会、高齢化社会の中での大きな弊害が出てきております。1つには、やはり各産業分野で働く方たちが減っている。このままにしておきますと、それぞれの分野が今までよりも小さくならざるを得ない、そういう状況が出てきておりますし、その中でやはり高齢化の方が増えておりますと、年金受給者の方も増えてまいります。

また、その年金の原資はご承知のとおり、負荷制度でございますので、世代間の助け合い、現在、働いておられる方々が納められる年金保険料が原資でございます。その原資が制度に則って、受給者の方にわたっていくわけでございますが、働く方の減少からいたしますと、その制度があってもゆくゆくは年金保険料がそれだけを賄えるだけには達しない、そういう状況が見てとれてきております。そういった場合に、これをどうするのかということで、今、年金の受給年齢がどんどんどんどん上がってきました。以前に比べれば定年をしても年金が出ないというような方々もたくさんいらっしゃるわけで

ございます。そのこととあわせまして、それぞれの産業をどう維持していくかというのが課題でございます。そういったことを鑑みればですね、やはり我々の日本国家の生まれ、育ちの方々だけではなくて、やはり海外からの方々も呼び込まないとなかなか日本の産業が盛り上がっていかない。ひいては、先ほどの心配事がますます大きくなっていくわけでございます。そういうことを考えますときに、現在でも実際に働いておられる海外の方々160万とも170万とも言われておりますし、実際、海外から来ておられる方は260万人とも言われております。そんなときにですね、日本の場合は、今、その方々のお世話をするのは民間の方がやっておられるわけでございます。民間の方が出入国管理法のもとでやっておられるわけございまして、どうしても国家が介入してやっている韓国あたりには、海外の方々との競り負けになっているわけです。韓国あたりでは、約束をされた賃金は約束をされた分ちゃんと働いた方に渡るようになっています。ところが日本では、民間の方々、それぞれ決まりがないわけですので、それぞれの方々が約束どおりにもらっておられない方もいらっしゃるわけですね。そういった場合に、じゃあどちらを選ぶかとなった場合は、やはりちゃんと約束どおりに給料がくる韓国を選ぶ方が多い、あるいは台湾を選ぶ方が多い、やはり日本はこの点で競り負けているわけですね。そういうことを踏まえながら、昨年末に出入国管理法の改定があったわけでございますが、まだまだ中身が入っておりません。このことについては、昨年の国会の中で賛否両論、そしていろんなご指摘があったわけでありましたが、しかし、やはりこれは国が介入する、あるいは地域においては国、県、自治体、そして民間の方々とあわせてですね、協議会をつくって、しっかりした制度をつくりあげて、そして安心してこちらにきていただけるような制度づくりをしていかなければならないと思っております。そういったときに、天草でもですね、もう都会と一緒にというまではいきませんが、それぞれの産業分野で働き手がなくなっているわけですね。少なくなっている。特に介護、看護、そして建設業、そして農業等はもう顕著になってきております。そういうことを考えます時に、苓北町だけでやるのか、あるいは、天草全体でやるのか、これからの協議であります。やはりしっかりと国、県、自治体と民間が一緒になってしっかりとした制度をつくっていかなければならない。このことが私の今回の出馬動機の1つでございます。

また、従来から町の基本目標を持ってもろもろの具体的な政策を進めているわけでございます。1つには、安心して暮らせる町。安心して暮らせる町、そして生き生きとして暮らせる町、そしてここに住んで良かった、生まれて住んで良かったと思っただけのように、ふるさとと思えるまちづくり、これ3本をあげた中で、それぞれに具体的な施策を投入していきたいと考えております。安心して暮らせるとなると、昨今のあの災害、もう全国いたるところで災害が起こっております。苓北町でも災害の危険がいっ

ばいでございます。常々議会でもご指摘もいただいておりますように、特に389号の法面の崩壊状況、これはやはり命の危機が迫っている場所が相当たくさんあるわけでございます。このことを一日でも早く国、県と力をあわせて解決していかねばならない。そのことが1つであります。そしてまた、安心して住めるということになりますと、やはり皆さん方が常々324号でお感じになっておられる越波、越波による運転がしばらくできなくなるような状況であります。このことについても、一日でも早くですね、この越波の状態を解消していただけるように、今、お願いもしておりますが、早く解消に向けた具体策を引き出していきたいと考えております。

また、町内いたるところですね、いろんな危険なところもございます。これに対しましても、しっかりと対応をしてまいりたいと考えているところでございます。

また、生き生きとして暮らせるまちづくり、これは、やはり住民それぞれの方々が毎日充実した仕事に就いてしっかり頑張ってもらえるような環境をつくっていく、これが大事であると考えております。そのためにも、苓北町の基幹産業であります一次産業、一次産業をしっかりと支えていける施策を投入していきたいと。農業におきましては、非常に有望な作物もございます。しかし、年々その気候によって価格が変わってくる、非常に不安定な場面もあるわけでございます。これをどう解消していくのか。あるいは、新たな作物が開発できないのか。そういった面で農協、あるいは生産者の方々としっかり話し合いをしながらご意見をいただきながら、具体的な案をまとめていきたいと考えております。

また、苓北町は、電気のふるさとであります。熊本県の電気需要量の7割以上を九州電力苓北発電所で発電をしているわけでございます。また、これに加えまして、今、風力発電の申し込みがっております。このことをしっかりとお手伝いをしながら、具体的な仕事にもっていかねばならないと。只今のところ、坂瀬川で3基、7,400キロワットあまり、そして、都呂々で15基、6万7,000キロワット、これは熊本県で最大の風力発電になるわけでございます。

また、昨年暮れに洋上発電の法律が通りました。その洋上発電につきましても、今後しっかりと頑張ってみたいという企業が手を挙げていただいております。このしっかりした経営基盤の企業がですね、風況調査の中でぜひここに出てきていただければ洋上陸上風力、そして太陽光、そして火力発電と、まさに苓北町は電気のふるさとといって過言ではない、そういうまちづくりになっていくと考えているところでございます。

当然、町に対しても火力発電所並みの税収は見込めませんが、それなりの税収が見込まれるわけございまして、そういった面での期待、それと建設時の町内業者さんの利活用よっての経済浮揚等々が考えられますので、これをしっかりと進めてまいりたいと考えているところでございます。

ふるさとと呼べる町、苓北町は、志岐氏時代、富岡城時代700年にわたって天草の中心であったわけでございます。特に志岐氏時代には、志岐麟泉公の時代、天草に始めてキリスト教を導入されました。その導入されたキリスト教が自由信仰の時代でありました。当時は、そしてこぞってキリスト教を導入して、そして南蛮貿易に結び付けたいということで、全国にその傾向が広まり、広がったわけです。一時は全国的にも30万とも60万人とも言われるだけのキリスト教信者がいたわけでありましたが、その後、キリスト教の禁教、そして、江戸時代になってからもしばらくは徳川家康はキリスト教を容認してたわけですが、キリスト教の一部が豊臣秀吉に加担をして徳川政権をつぶすという話の中で、禁教が厳しくなってきたわけでありまして、その延長線上に島原の乱、天草の乱が起こったわけでございまして、その中で、厳しい禁教の中でキリスト教を信じて、信仰してきた崎津地方の方々、その命がけの信仰が認められて、昨年、長崎地方と天草地方の潜伏キリシタンということで世界遺産に登録をされたわけでございます。そういった意味において、まさにキリスト教の天草の伝来地で、その中で、いろんなキリスト教の歴史、遺産がしっかりと残っているわけでございます。

また、富岡城の歴史は、何といたっても天草島原の乱に尽きると思います。一揆群は、島原の原城と富岡城2カ所を占領して、それで長期戦に持ち込むということでありましたが、富岡城はしっかりと守りの中でとうとう落ちませんでした。落ちなかった城ということで、今後ですね、皆様方にもご理解をいただきながら、そして全国にも落ちなかったということ 키워ドにして、受験とか、就職やらのもろもろのことで活用していただけるような記念のものをつくっていきたくと考えているわけでございます。

また、やはり何といたっても大事なものは、お子様方の教育です。教育は、やはり小さいときからしっかりと教育があつてこそ、しっかりと考えの中で自立できる人間になってもらえるわけでありまして。そういった意味で、教育をしっかりとやる、そして今、最近はですね、ICTとか、AIとかもろもろの新しい技術の中での教育も始まっております。始まっておりますが、それも活用しながら、やはり基本的には基礎的な勉強をしっかりとやっていただける環境をつくっていくということでございます。

その中で環境づくりと言え、議会でもそれぞれが強い意見でエアコンの設置を希望をなさっておられました。国もそのことが理解をいただきまして、そして、来年の夏にはもうエアコンが付けられるように、補正で対応していただいております、町のほうもこれについてしっかりと子どもたちが安心して勉強に取り組めるように、今準備をしておるところでございます。そういった意味において、まだまだたくさんの施策がございまして、課題もございまして。ここは議会の皆様方のご意見をくみ取りながら、そして、いろいろなアイデアもいただきながら、町民皆様方の生活がさらによりよくなるような状況をつくり出したい。そして、あわせて、町民皆様方お一人お一人が

今より明日がよくなるような希望が持てるまちづくりに取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上、私の所信を申し上げましたが、これは私一人ではできません。議会の皆さん、そして、職員の皆さんのお力もお借りしながら、そして、町民の皆様方のご意見も拝聴しながらしっかりと目標に向かって、この4年間頑張ったいと考えておりますので、どうぞよろしくご指導のほど、ご協力のほどをお願いを申し上げまして、私の所信に代えさせていただきます。ありがとうございました。

(拍手)

-----○-----

追加日程第11 同意第1号 苓北町監査委員の選任について

○議長（錦戸俊春君） 次に、追加日程第11、同意第1号、苓北町監査委員の選任についてを議題とします。

議題に入ります前に、同意を受ける者が本議場におられますので、地方自治法第117条の除斥の規定によりまして、野崎幸洋君の退場を求めます。

野崎君、退場してください。

(野崎幸洋君 退場)

○議長（錦戸俊春君） 議場の出入口を閉めます。

提案者の説明を求めます。町長。

○町長（田嶋章二君） 同意第1号、苓北町監査委員の選出についてをお願いでございます。

次の者を苓北町監査委員に選任したいから、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

記、野崎幸洋。

提案理由。苓北町監査委員のうち、議員のうちから選任した委員が平成31年2月4日をもって任期満了となりましたので、後任の委員を選任する必要があるためでございます。

なお、野崎幸洋氏の略歴につきましては次ページに記載してございますので、ごらんいただき、ご同意のほどをどうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（錦戸俊春君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

これから、同意第1号の苓北町監査委員の選任についてを採決します。

この採決は、会議規則第82条第1項の規定によって、無記名投票で行います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

只今の出席議員は10名です。次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、7番、浜口雅英君、9番、山本政人君、10番、倉田明君を指名します。

事務局長が投票用紙を配ります。投票用紙の枠の中に、賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

(投票用紙配付)

○議長（錦戸俊春君） 配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○議長（錦戸俊春君） 異常なしと認めます。

只今から投票を行います。1番議員から順番に投票をお願いします。

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから開票を行います。立会人7番、浜口君、9番、山本君、10番、倉田君、開票の立ち会いをお願いします。

事務局長、開票してください。

(開票)

○議長（錦戸俊春君） 同意第1号の投票の結果を報告します。

投票総数10票、有効投票数9票、無効投票数1票、有効投票数のうち賛成9票。

以上のおおり、賛成が多数です。

したがって、同意第1号、野崎幸洋君を苓北町監査委員に選任することについては、同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君の入場を求めます。

(野崎幸洋君 入場)

追加日程第12 同意第2号 苓北町消防委員会委員の選任について

○議長（錦戸俊春君） 追加日程第12、同意第2号、苓北町消防委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。

本件については、議案の中の名簿に記載してあります4名の議員が、地方自治法第117条の規定による除斥に該当しますが、同条の但し書きの規定により議会の同意があれば会議に出席し、発言することができるとなっています。よって、議会の同意を得たいと思いますが、これに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

よって、退席は求めません。ただし、採決には加わることはできませんので念のため申し上げます。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田嶋章二君） 同意第2号、苓北町消防委員会委員の選任についてのお願いでございます。

苓北町消防委員会委員に下記の者を選任したいので、苓北町消防委員会条例第4条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記、廣田幸英議員、浜口雅英議員、倉田 明議員、松本良人議員。

提案理由、町議会議員の任期満了に伴い、議会選出の消防員が欠員となり、これを補充する必要があるためでございます。ご同意のほどをよろしくお願いを申し上げます。

○議長（錦戸俊春君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

これから追加日程第12号、同意第2号、苓北町消防委員会委員の選任についてを採決します。

お諮りします。

廣田幸英君を苓北町消防委員会委員に選任することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、廣田幸英君を芥北町消防委員会委員に選任することに決定しました。
お諮りします。

浜口雅英君を芥北町消防委員会委員に選任することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、浜口雅英君を芥北町消防委員会委員に選任することに決定しました。
お諮りします。

倉田 明君を芥北町消防委員会委員に選任することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、倉田 明君を芥北町消防委員会委員に選任することに決定しました。
お諮りします。

松本良人君を芥北町消防委員会委員に選任することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、松本良人君を芥北町消防委員会委員に選任することに決定しました。
ここで、追加日程のため、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時11分

再開 午前11時12分

-----○-----

○議長（錦戸俊春君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

追加日程第13 閉会中の継続審査調査の件

○議長（錦戸俊春君） 追加日程第13、閉会中の継続審査調査の件についてを議題と
します。

総務文教厚生常任委員長、建設経済環境常任委員長、議会運営委員長、議会広報特別
委員長から会議規則第75条の規定によって、閉会中の継続審査調査の申し出がありま
した。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査調査とすることに異議ありませんか。

はい、浜口議員、どうぞ。

○7番（浜口雅英君） 議会活性化委員会の取り扱いはどのようになるのでしょうか。
特に今回、日本の地方議会の無投票ということもありましてですね、やっぱ議会活性化

の意味の中で何らかの取り組みが必要だろうというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） はい、お答えします。

この後に議員全体会を開催して、その中で一応協議をしたいと考えております。前回の議会活性化特別委員会は、前回の任期で一応終了をしておりますので、次の全体会の中で協議をいたします。

○7番（浜口雅英君） はい、わかりました。

○議長（錦戸俊春君） ほかに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査調査とすることに決定しました。

-----○-----

追加日程第14 議員派遣の件

○議長（錦戸俊春君） 追加日程第14、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。

お手元に配付のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成31年第1回荅北町議会臨時会を閉会いたします。

どなた様も大変お疲れ様でした。

-----○-----

閉会 午前11時14分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

荅北町議会臨時議長

荅北町議会議長

署名議員

署名議員